

平成 28 年 度

定期監査等結果報告書

( 税 務 課 )

豊前市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の対象

税務課

### 2. 監査の範囲

平成28年度（平成28年4月～平成28年9月）  
財務事務、並びにその他の事務の執行

### 3. 監査の期間

平成28年10月17日～平成28年11月30日まで

### 4. 監査の方法

税務課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

## 第2 監査の結果

税務課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 各種台帳等の整備について

軽自動車税課税保留実態報告書は年度別に整理されているが、その後の調査経過の記載が不十分で、課税保留後の取扱が不明な部分がある。

軽自動車税課税保留処分等取扱要綱第5条、及び第8条に基づき、適正な事務処理に努められたい。

### 2. 滞納者に関する債権の確保について

現在、市税の滞納者は、多数おり、各々の債権を確保するため差押、承認の事務処理を行っているが、税の公平性、平等性の確保を図る観点から、滞納者に対し差押、強制執行等の強い態度で対応されることを望む。

なお、滞納整理については、専門的知識が必要となるため、担当職員が変わっても業務内容の知識やノウハウ、あるいは滞納処分を行う基準等が引継がれるよう、滞納整理マニュアル等の整備を要望する。

### 3. 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第234条の3の規定に基づき、条例で定めたものについて、債務負担行為を設定しなくても、複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、「予算減額等による契約の変更があり得る旨」等の長期継続契約に必要とされている、特記事項の記載がないものが見受けられた。

長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから、決裁書類及び契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。